

剰余金の配当に関する基準日設定公告

2026年6月12日

株主各位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
株式会社セプテーニ・ホールディングス
代表取締役 グループ社長執行役員 神埜 雄一

当社は、2026年6月30日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、剰余金の配当の支払を受けることができる権利者と定めましたので公告いたします。

以上